授業料等の支援制度及び奨学金制度についての概要(令和4年度)

聖霊女子短期大学付属高等学校

1 国や県からの授業料等の支援制度

①高等学校等就学支援金(返済不要)

・授業料の負担を軽減する制度で、令和2年4月より年収約590万円未満の世帯に対して支給額が引き上げられ、実質授業料無償化です。年収はあくまで目安であり、実際は「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除額(304,200円未満)」で判断します。

コース	保護者等の年収 (目安)	支給額(月額)	実際の月々の納入額
国際コース特別進学コース	590 万円未満	30,000 円	約 13,000 円
	910 万円未満	9,900 円	約 33,000 円
	910 万円以上	0 円	約 43,000 円
総合進学コース	590 万円未満	28,000 円	約 13,000 円
	910 万円未満	9,900 円	約 31,000 円
	910 万円以上	0 円	約 41,000 円

[※]就学支援金の支給が決定されるまでは、正規の納入額を納めていただきます。

②秋田県高校生等奨学給付金(返済不要)

・授業料以外の教育費負担を軽減するための制度で、<u>道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯のみ対象</u>です。ただし、家計急変により保護者等の収入が激減したことにより非課税の世帯に相当するとみなすことができれば、対象となる場合もあります。

世帯状況	支給額 (年額)	
生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600 円	
道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯	134,600 円	
道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯	152,000 ⊞	
(15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)	152,000 円	

③入学料軽減補助(返済不要)

- ・秋田県では私立高等学校に対して入学金を軽減する事業を行っています。
- ・対象世帯:生活保護(生活扶助)受給世帯、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯、 天災その他不慮の災害の被災者、家計急変者、その他特別な事情の者

区分	補助額	
生活保護(生活扶助)受給世帯		
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯		
道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が 257,500 円未満の世帯	69,350 円	

2 県の奨学金制度

○秋田県育英会奨学金(返済必要)

・健康で志操堅固、優れた素質を有し、経済的理由等により就労困難な生徒に奨学金を貸与する制度です。 (無利子)卒業後、返済が必要です。

対象	貸与金額 (月額)
自宅通学者	30,000 円
自宅外通学者	35,000 円

3 本校独自の奨学金制度

①特待生制度(返済不要)

- ・入学金全額免除(15万円)及び奨学金として年額15万円支給します。
- ・対象:1年生は、特待生試験(1月)合格者及び一般試験(2月)での特待生合格者。
 - 2・3年生は、年度末に申請書類を提出し、審査の上認められた者。

②ちどり会(同窓会)奨学金(返済不要)

- ・学資支援のために奨学金年額15万円を支給します。
- ・募集資格:品行方正で、学費支弁が困難な生徒であること。

③聖霊教育基金奨学金(返済不要)

・入学後、家庭の経済状況の急変に伴い、学費納入が困難になった生徒へ支援する制度です。